

市民バス フリー降車制度

1. フリー降車制度とは

フリー降車とは、バスの乗客がバスを降車するために、バス停として設定された以外の場所でバスの停車を依頼し降車することです。

フリー降車区間は、フリー降車制度に協力いただける運行事業者が運行する路線について、路線上一部区間に設定します。

バス路線から外れた箇所に停車し降車することはできません。

2. 市民バスのフリー降車区間の設定方針

フリー降車区間の設定について、次の方針で決定しています。

○安全に降車することができる箇所。

次の箇所は、「安全に降車することができる箇所」には含めません。

- 国道上
- 道路交通法で、駐停車が禁止されている箇所（交差点、踏切付近など）
- 車両交通量が多い箇所（浦佐、六日町、塩沢の市街地など）
- 路線バスの運行コース上
- 道路工事等の実施箇所
- 道路幅員が狭く通行車両が多いなど、他の車両の通行の妨げになる箇所
- その時の状況で運転手が危険と判断した箇所

3. フリー降車の運用

フリー降車する場所は、バスへの乗車時（或いは遅くとも降りる箇所の1つ手前のバス停到着まで）に運転手に申請していただきます。

申請いただいた箇所が上記の危険箇所の事項に該当した場合には、安全な場所まで移動して停車いたします。

4. 注意事項

- ①停車位置の直前で申請されても安全に停車できないため対応いたしません。余裕をもって運転手に申請してください。
- ②車両が停車するまでは危険ですので、車内で立ち上がったり、場所を移動したりしないでください。
- ③バスから降りることのみフリー区間を設定しています。バスへの乗車は、決められたバス停以外ではできません。
- ④市民バスは、認可を受けた路線を走っています。バスは、決められた路線から外れての運行はできませんので、路線から外れた位置での降車はできません。